

介護保険システム指定都市要件検討分科会 第1回議事概要

日時：令和5年9月28日（木）15:35～16:20

場所：日本コンピュータ株式会社 東京本社会議室 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学 大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
出席	廣原 英樹	横浜市健康福祉局介護保険課 課長
出席	上門 光広	横浜市健康福祉局介護保険課 係長
出席	高橋 真	川崎市健康福祉局総務部保健福祉システム課 担当係長
出席	村上 英一	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 課長補佐
出席	野村 陽介	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 主査
出席	齋藤 航	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 主事
出席	木田 和利	大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 係長
出席	東 貴生	大阪市福祉局生活福祉部福祉システム課 係長
欠席	馬場 信孝	堺市健康福祉局長寿社会部介護保険課 主査
出席	仲川 圭介	堺市健康福祉局長寿社会部介護保険課 副主査
出席	榎下 雅博	神戸市福祉局介護保険課 係長
出席	玉置 直人	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 マネージャー
出席	村上 朋博	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第六部 課長
出席	田中 卓	富士通Japan株式会社 パブリック事業本部 社会保障・フロントソリューション事業部 マネージャー

（オブザーバー）

欠席	千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
出席	池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
欠席	外園 暖	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席	水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	兼田 智	デジタル庁統括官付参事官付
欠席	丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
欠席	小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
出席	巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
欠席	島添 悟亨	厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任 保険局保険課 課長補佐 併任 社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー
出席	簗原 哲弘	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長（代理出席）
欠席	渡邊 圭彦	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
出席	新井 敬大	厚生労働省老健局介護保険計画課 企画法令係長

出席 中山 ちひろ 厚生労働省老健局介護保険計画課

欠席 野沢 雄大 厚生労働省老健局介護保険計画課

【議事次第】

1. 開会
2. 第1回分科会の進め方
3. 要件の検討（議論）
4. その他

【議事概要】

○構成員意見

- ・資料2の3ページ「指定都市要件の要件整理における前提」として、No. 4に「指定都市要件としては検討対象外とする」とあるが、他で確認する場などがあるという認識でよいか。
⇒（事務局）介護保険システム等標準化検討会に設置しているワーキングチームにて、確認する場は設けており、自治体やベンダの構成員の意見を踏まえ、確認や検討は可能である。
⇒（構成員）ワーキングチームの開催頻度は、どの程度で行われているのか。
⇒（事務局）令和5年度下期は11月と1月に開催を予定している。

○構成員意見

- ・資料3では適合基準日に「令和9年4月1日」と記載されているが、ワーキングチームにて検討される内容における適合基準日も「令和9年4月1日」が想定されているのか、それとも適合基準日は検討の中で考えていくのか。
⇒（事務局）適合基準日は令和5年8月末に公表した機能・帳票要件から枠を追加している。第2.1版として公表している機能要件等は適合基準日が令和7年度末で取り扱うこととなる。今後追加する機能要件のうち、指定都市要件や法制度に関するもの以外等の機能要件については、令和8年度以降に適合基準日を定めることとデジタル庁から示されているため、自治体やベンダの各構成員からの意見を踏まえ、適合基準日を定めることになる。なお、適合基準日は「令和9年4月1日」で一律設定するものではなく、機能要件ごとに適合基準日を定める想定である。

○構成員意見

- ・税や国保の標準仕様書では滞納管理の機能として金融機関への照会機能がオンラインで対応できるよう定められているが、介護保険の標準仕様書では定められていないため、業務システム間で相違がないよう検討いただきたい。
⇒（事務局）今回の指定都市要件検討分科会は令和4年度末時点で再検討となった内容について、引き続き検討する場として切り分けており、ご意見の内容は当分科会の趣旨とは異なるものと思われるため、新たなご意見は令和6年1月頃に予定している全国意見照会にて挙げていただきたい。ただし、検討の必要性が高いのであれば、検討可否は考えたい。
⇒（構成員）理解した。全国意見照会にて意見を挙げたい。

○事務局

- ・資料3の協議案_管理番号48に関して、検討方針や対応内容等は問題ないか。
- ⇒（自治体構成員）記載のとおりで問題ない。

○事務局

- ・資料3の協議案_管理番号81についてご質問等はあるか。
- ⇒（自治体構成員）外部に委託する場合に必要とされる機能であり、直営や区役所で利用する場合は当機能による制限は行われない認識でよい。
- ⇒（事務局）権限設定も関係する内容になり、パラメタ等による設定が可能としているため、ベンダの実装方法によるがパラメタの設定で利用有無等を設定することは可能と考える。
- ⇒（事務局）ベンダからのご意見も確認したい。
- ⇒（ベンダ構成員）機能単位に対応することは問題ないとするが、本庁職員や委託する場合等の場所ごとに設定する対応は難しいと考える。

○事務局

- ・資料3の協議案_管理番号13・22・152について、帳票レイアウト案を自治体構成員にて取りまとめて、案を提示いただくことは可能か。
- ⇒（自治体構成員）当市にてレイアウトを準備し、他の構成員と調整したものを提示する。

○事務局

- ・資料3の協議案_管理番号115・138について、帳票レイアウト案をご提示いただきたい。「認定調査委託料請求書」を使用している自治体、もしくは使用予定がある自治体構成員にて取りまとめをお願いしたい。
- ⇒（自治体構成員）取りまとめて提示する。

○事務局

- ・資料3の協議案_管理番号33について、帳票レイアウト案を自治体構成員にて取りまとめて、案を提示いただくことは可能か。
- ⇒（自治体構成員）当市にてレイアウトを準備し、他の構成員と調整したものを提示する。

○事務局

- ・資料3の協議案_管理番号84について、運用ケース等を横浜市にて取りまとめいただくことは可能か。
- ⇒（自治体構成員）取りまとめて提示する。

○構成員意見

- ・資料2の6ページにて、「検討対象外」や「規定済」と仕分けられている意見の中で、「検討」として取り扱っていただきたいものがある。再検討いただくことは可能か。
- ⇒（事務局）必要性の高いものであれば、再検討することは可能であると考えている。ただし、ベ

ンダとの合意も必要であり、取り上げる意見が多くなりすぎると協議の中で折り合いがつかず、結果的に廃案となることを危惧している。厳選した状態で意見を挙げていただくのであれば問題ないと考えているが、ベンダの意見も確認したい。

⇒（ベンダ構成員）事務局にて取りまとめられた条件もあるため、再検討する内容を確認した上で検討することになると思っている。

⇒（ベンダ構成員）追加する件は承知した。指定都市としての必要性や運用の統一性等を配慮いただき、意見を挙げていただきたい。

⇒（ベンダ構成員）指定都市要件の中で幅広い要件となっている等、検討すべき要件があるのであれば検討したいと考える。

⇒（事務局）厳選していただいた上でご意見を挙げていただき、提示された内容を踏まえ、検討するか判断させていただく。

⇒（自治体構成員）資料3に追加する形で意見を挙げていいか。

⇒（事務局）問題ない。

○構成員意見

・EUC機能で運用に問題ないかを判断したいため、EUC機能の詳細を教えてください。

⇒（事務局）EUC機能については、デジタル庁が策定している共通機能の1つ機能であり、共通機能の要件が介護保険システムにおいても前提となる。標準仕様書におけるEUC機能については、事務局にて資料を作成し提示させていただく。ただし、画面上の具体的な操作方法等の画面要件についてはベンダの実装方法によるため、ベンダに確認していただきたい。

○構成員意見

・「検討対象外」等の追加意見は、資料2の5ページにある、検討スケジュールの「受入可否等記載」に沿って進めていただけるのか。

⇒（事務局）「検討対象外」等の追加意見も「受入可否等記載」の回答と合わせて、10月19日（木）までに提示していただきたい。

⇒（厚生労働省老健局）ベンダへの確認はいつ行うのか。

⇒（事務局）ベンダ構成員への確認は11月2日（木）に送付予定としている、2回目の確認にて行うことを考えている。

⇒（座長）「検討対象外」等の追加意見について、意見集約や確認期間等を考えると提出期限を前倒ししなくてもよいのか。

⇒（構成員）庁内のワーキングで検討する予定であるため、前倒し可能かどうかは確認が必要である。他市からの意見も含め必要性を確認し、「検討対象外」「規定済」の解釈違い等は整理させてもらっている。

⇒（事務局）詳細に確認いただいているところでもあるため、期限前に提出できる場合は送付いただくとし、回答期限はスケジュールどおりとする。

以 上